

平成23年 8月 19日

〒491-0854

愛知県一宮市北園通2丁目9番地
森金商店こと森おわ 殿

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネット
理事長 杉浦 市
(連絡先) 〒464-0824 名古屋市千種区稲舟通り
1丁目39番地 生協生活文化センター
事務局長 外山 孝司
(TEL:052-782-5225, FAX:052-781-8833)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、今般、貴殿が定型で利用されていた契約書（覚書）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法その他の法律等に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、お問い合わせ及び是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴殿の見解や対応につき、平成23年9月20日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴殿からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

お問い合わせ及び申入れ事項

第1 平成14年当時に使用していた「覚書」第4項について

平成14年当時、貴殿が、消費者との間のエルピーガス供給契約の際に使用していた以下の「覚書」第4項につき、下記の通り、お問い合わせ及び申入れをします。

・上記物品代金並びに工事代金を下記の各項を了承して貴店より借受け受領しました。
(1乃至3は省略)
4. 貴店からのガスの購入を中止する場合には、物品の代金、工事代金(上記金額)は異議なく何時でも現金により全額返済します。

記

1 お問い合わせ及び申入れの趣旨

平成14年当時に使用していた上記「覚書」第4項を、現在も使用しているか否かについて、現在使用している契約書を添付のうえ、ご回答ください。

また、現在も同項の文言が記載された「覚書」(契約書)を使用しているのであれば、その条項を削除するか、又は消費者が負担すべき額について、償却年数を考慮した合理的な金額を明示した規定に変更してください。

2 お問い合わせ及び申入れの理由

(1) 覚書第4項の内容

平成14年当時に使用していた上記「覚書」第4項は、貴殿が、貴殿との間のエルピーガス供給契約を解約した消費者に対し、解除事由及び契約年数の如何を問わず、契約締結時に行われたガス配管工事代金等をいつでも全額請求できるかのような規定となっています。

(2) 無償配管の慣行と同慣行に関する規制

ア 平成11年10月25日通達

ところで、平成11年10月25日、通産省資源エネルギー庁石油部流通課液化石油ガス産業室長通達により、適正取引の阻害、料金の不透明性から消費者とのトラブルが絶えなかった「無償配管の慣行」を撤廃すること、既存の無償配管について、今後販売業者の変更に際し、不当に配管工事代金等を請求しないこと等の指示がされています。

(ご承知の通り、無償配管の慣行とは、新規に顧客を獲得すること等を目的とし、消費配管の工事費用を消費者に請求せずに工事を行い、消費者が販売事

業者を変更しようとする際などにおいて、配管工事代金を販売事業者が負担したことを理由として、販売事業者が不当に配管所有権を主張したり、配管料などの名目で金員を請求することをいいます。）

また、同通達は、消費配管は建物に附合することから、販売事業者が配管所有権を主張することは通常不可能であり、消費設備の所有権は消費者に帰属することを前提に、長期供給条件付きの無償配管といった形態の契約を結ぶことが考えられるが、その場合も無償配管の慣行と同様の問題点を含んでいるとして、

- ① 配管工事に先立ち、償金請求権を販売事業者に留保する（消費者が業者を変更したら違約金を請求できるような）契約、覚書等を結び、かつ、消費者も十分認識していること
- ② 長期販売契約の期間としては合理的な期間とし、長くても10年をこえないこと
- ③ 違約金は、償却年数を考慮して合理的な計算に基づくものとし、時価をこえてはならない

という基本的な考え方を示しています。

イ 平成12年9月制定LPガス販売指針

さらに、(社)日本エルピーガス連合会が平成12年9月に制定したLPガス販売指針によれば、既存の配管の取扱につき、消費配管工事費用の清算合意があるもの（消費者に契約内容を十分に説明し、消費者の理解を得ているとき）については、消費者がその都合で中途解約するときには、販売事業者は消費者に対して、約定に定めた計算式で求めた代金（費用）を請求することができることとされており、あくまで償却年数を考慮すべきことを前提としています。

ウ 通達や指針が償却年数を考慮すべきとしている趣旨

確かに、ガス供給契約が、消費者の都合により短期間で中途解約された場合には、販売事業者の負担した消費設備費用ないし配管工事代金を回収できるだけのガス使用料金による売上げがなく、また消費者は前販売事業者の設置した消費設備を、次の販売事業者との間のガス供給契約に際しても継続して使用できるため、前販売事業者の負担した費用のうち、償却年数を考慮した合理的な金額を違約金として請求できると規定することも、一定の条件の下では有効であると考えられます。

しかしながら、10年以上の長期間に渡って継続している場合には、販売事業者が負担した消費設備費用ないし配管工事費用は、ガス使用料金の売上げにより十分補填されるため、販売事業者の損害が想定できません。

したがって、上記通達及び指針においては、販売事業者が、損害がないにも

かかわらず高額な違約金を請求することによって、消費者の解約権を不当に害することのないよう、配管工事に先立って作成された当事者の十分な理解・認識に基づく契約書面を要求し、かつ違約金は長くても10年の償却年数を考慮した合理的な額とするよう求めているものと考えられます。

また、上記通達および指針は、エルピーガス販売取引の適正化、料金の透明化を図る観点から、(社)日本エルピーガス連合会(現・(社)エルピーガス協会)傘下の会員へ周知されており、実際に、ほとんどの販売業者が、上記通達および指針に従った勧誘、販売を行っていることから、上記通達および指針は、販売業者と消費者との間のガス供給契約に伴うガス配管工事費用等の分担に関する契約を規律する一般的な法理となっているといえます。

(3) 消費者契約法9条1項違反

貴殿が、平成14年当時に使用していた上記「覚書」第4項は、長期間にわたるガス供給契約解約時においても、貴殿から消費者に対し金員の請求ができるかのような規定となっているところ、この規定は、請求の名目の如何を問わず(償金請求権、ガス配管工事代金請求権、貸金請求権等)、対価性なく解約を原因として一方的に発生する金銭支払義務を定めるもの、すなわち解約に伴う平均的損害を超える違約金を定める条項であると考えられます。

消費者契約法9条1項は、解除に伴って生じる平均的損害を超える違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めています。上記「覚書」第4項は、契約年数及び解除事由の如何を問わず、全額の金銭支払義務を定めており、契約年数及び解除事由による区分ができないことから、消費者契約法9条1項により、全体として無効となります。

(4) 消費者契約法10条違反

消費者契約法10条は、任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項を無効と定めており、ここにいう任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解されます(最高裁平成23年7月15日判決)。

上記「覚書」第4項は、10年を超える長期間にわたるガス供給契約解約時における消費者の金銭支払義務を定めている点において、一般的な法理である上記通達および指針に比し、消費者の義務を加重する条項となっていることから、消費者契約法10条により無効となります。

(6) 結論

したがいまして、現在も同項の文言が記載された「覚書」(契約書)を使用しているか否かを、現在の契約書を添付の上、ご回答いただくと共に、現在も使用しているのであれば、その条項を削除するか、又は消費者が負担すべき額

について、償却年数を考慮した合理的な金額を明示した規定に変更してください。

なお、当団体が入手した情報によれば、貴殿が、ガス供給契約当時、消費者に対し、解約時の費用負担について一切説明をしておらず、また「借用書」「覚書」の控えについても交付していないという苦情が多数あります。貴殿のそのような勧誘時、契約時の対応は極めて問題があると考えますので、直ちに止めてください。

以 上